

3省委員会の合同開催及び検討内容について（案）

「ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」（文部科学省 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会）、「医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」（厚生労働省 厚生科学審議会科学技術部会）及び「個人遺伝情報保護小委員会」（経済産業省 産業構造審議会化学・バイオ部会）を合同で開催するに当たって、以下のとおり、遺伝情報等の個人情報保護を中心とする研究における倫理上の諸課題への対応について検討することとする。具体的には、既に告示されている「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」を中心とした研究に係わる倫理指針の見直し等について議論することとする。

- (1) 遺伝情報等の個人情報保護に関して、倫理指針の規定事項の点検と必要な見直し
- (2) 国際状況を踏まえた対応（ユネスコ「ヒト遺伝情報に関する国際宣言」）
- (3) (1)、(2) の他、研究の進展等を踏まえ、現状に即した倫理指針の規定事項の点検と必要な見直し
- (4) 法制上の措置の必要性について

なお、医療機関等における個人情報保護のあり方など、他ガイドラインとの関係については、その独自性も考慮しながら整合性に配慮する。